

# 障害のある人の裁判員制度の参画に関する実態調査

## 調査結果報告書

平成 23 年 3 月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
障害関係団体連絡協議会

# 目 次

## 概 要

### 調査結果

1. 調査目的	1
2. 調査実施概要	1
(1) 調査対象	
(2) 調査方法	
(3) 実施期間	
(4) 回答件数	
(5) 調査実施上の留意点	
3. 調査結果	3
(1) 裁判所における庁舎内のバリアフリーの状況等について	
(2) 裁判所の職員等への障害のある人に関する理解・啓発の取り組みについて	
(3) 障害のある人から裁判員制度に参画する際に具体的に配慮等を求められた場合、 裁判所において対応可能な事項について	
(4) 障害のある人が裁判員制度に参画されるにあたり留意している点	

### 参考資料

1. 障害のある人の裁判員制度の参画に関する実態調査 調査票	13
2. 障害のある人が求める具体的な配慮について	16
3. 裁判員裁判実施庁一覧	18
4. 全国社会福祉協議会 障害関係団体連絡協議会について	22

全国社会福祉協議会 障害関係団体連絡協議会  
障害のある人の裁判員制度の参画に関する実態調査 調査結果【概要】

### 調査目的

- 本会では、平成20年度、「障害者の裁判員制度に関する研究委員会」を設置し、裁判員制度への参画に向けた具体的な配慮等について研究を行い、その研究成果を2種類のパンフレット(①障害のある人向け、②法曹関係者向け)としてとりまとめ、障害のある人の裁判員制度への参画に向けた普及・啓発活動に取り組んできた。
- 裁判員制度施行後1年が経過し、視覚障害者が裁判員に選任されたり、聴覚障害者が補充裁判員に選任されるなど、今後ますます、障害のある人の裁判員制度への参画が増えていくものと考えられる。
- 本調査は、障害のある人への具体的な配慮等の実態を把握し、今後の障害のある人の裁判員制度への参画に資するための基礎データを収集することを目的に実施した。

### 調査実施概要

#### 【調査対象】

裁判員裁判実施庁 60庁

#### 【調査方法】

郵送による調査票の送付、FAXまたは郵送による回収

#### 【実施期間】

平成22年12月14日～平成23年1月14日

#### 【回答件数】

60庁(回答率:100%)

#### 【調査実施上の留意点】

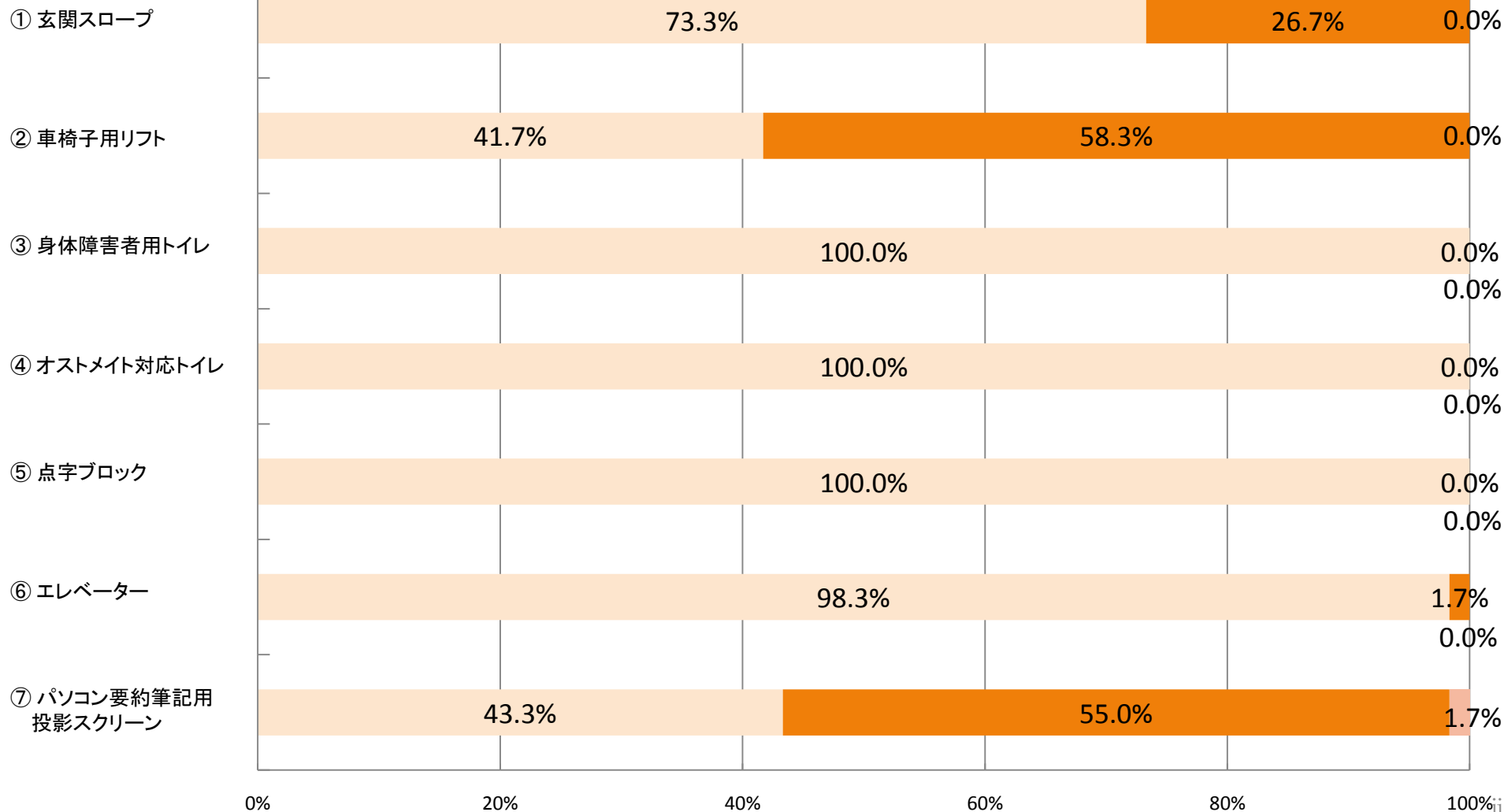
裁判員裁判実施庁が実際に行った配慮等を個別に調査することは、裁判員(あるいは裁判員候補者)になった人が特定されるおそれがあるため、本調査では、実際に求められた場合に対応可能な事項について調査を行った。

# 調査結果① 裁判所における庁舎内のバリアフリーの状況等について

○「身体障害者用トイレ」、「オストメイト対応トイレ」、「点字ブロック」は、すべての裁判員裁判実施庁で整備済み。  
○「車椅子用リフト」については、58.3%(35庁)が未整備であるが、未整備と回答した庁は「車椅子用リフトを必要とする段差がないため未整備」、「スロープ、エレベーター等の他の代替手段で対応しているため未整備」等としている。

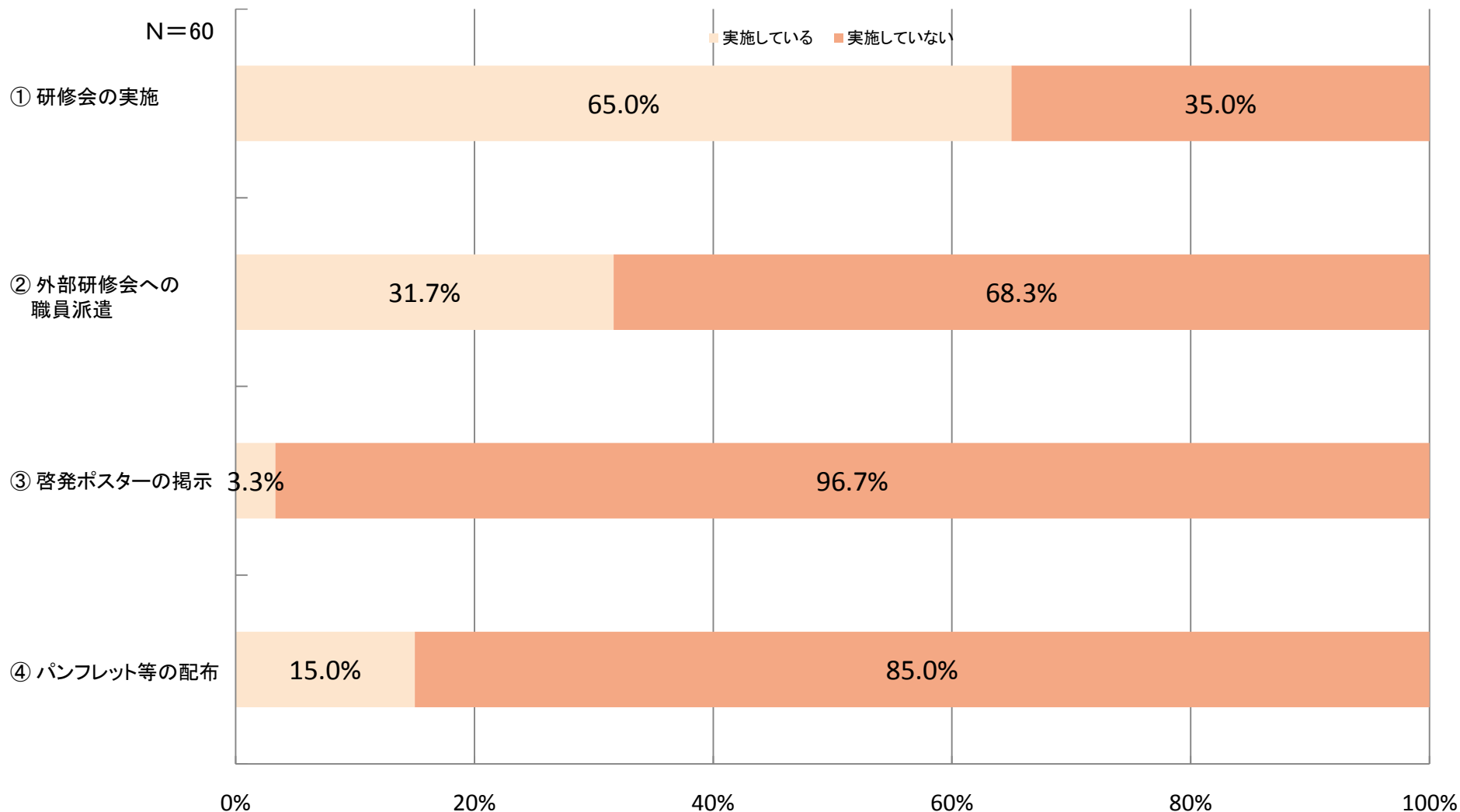
N=60

整備済 未整備 整備検討中



## 調査結果② 裁判所の職員等への障害のある人に関する理解・啓発の取り組み

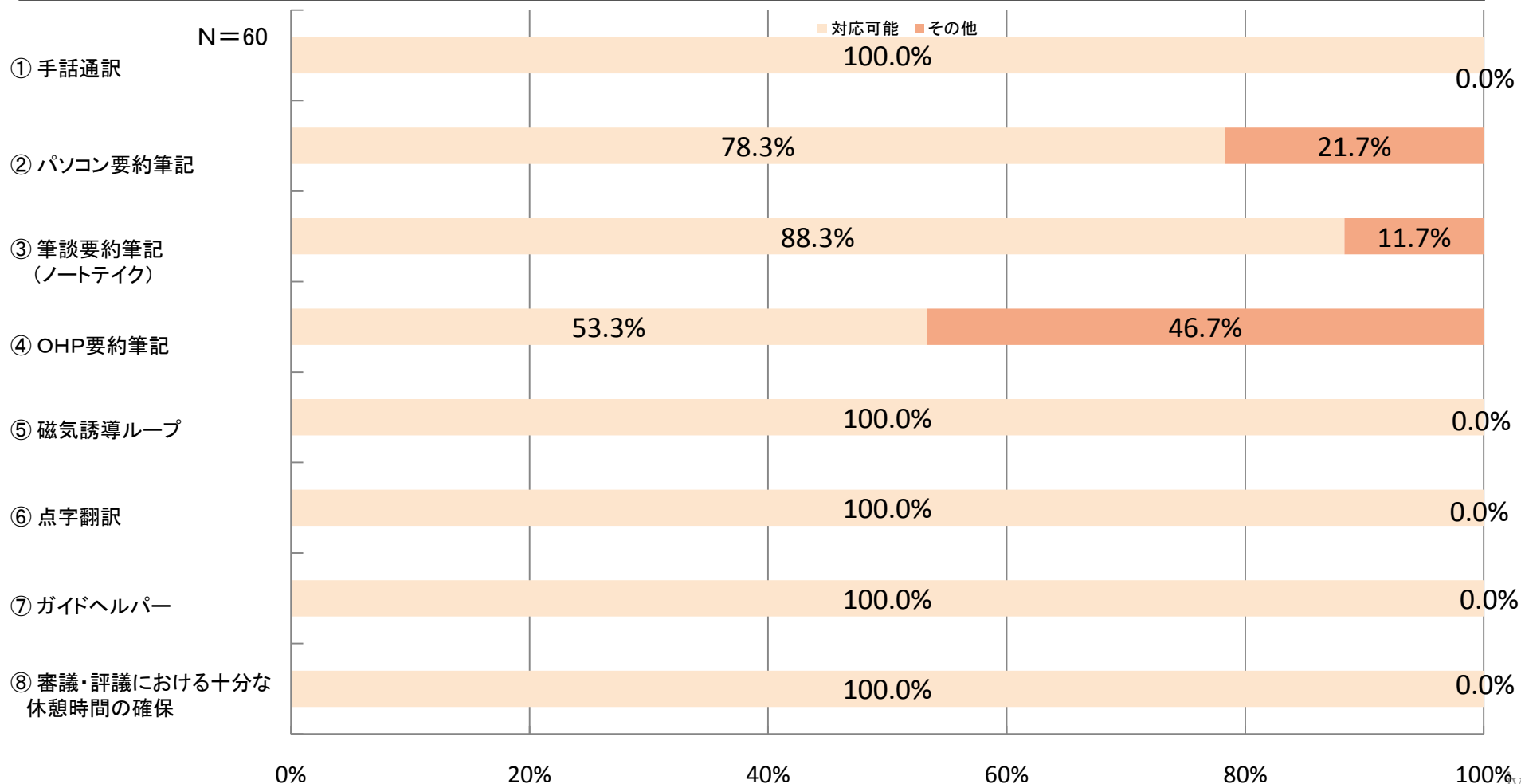
- 裁判所の職員等への障害のある人に関する理解・啓発の取り組みについて、職員等に対する研修会の実施状況については、「実施している」が65.0% (39庁)。
- また、外部研修会への職員派遣※については、「実施している」が31.7% (19庁)。



※ 裁判所の職員等が、障害のある人に関する理解・啓発を深めるための外部研修を受講した状況について調査したもの。

### 調査結果③ 障害のある人から裁判員制度に参画する際に具体的に配慮等を求められた場合、裁判所において対応可能な事項について

- 「手話通訳」、「磁気誘導ループ」、「点字翻訳」、「ガイドヘルパー」、「審議・評議における十分な休憩時間の確保」はすべての裁判員裁判実施庁で対応可能。
- 「筆談要約筆記(ノートテイク)」については、88.3%(53庁)が対応可能であり、残りの11.7%(7庁)は「具体的な意向を聴いた上で、個別に判断し、可能な限り対応していく」等としている。
- その他の対応可能な事項として、点字ラベルライター、拡大読書器、音声コード読取器、筆談器、貸出用車椅子等が挙げられている。



## 調査結果④ 障害のある人が裁判員制度に参画されるにあたり留意している点

### 各裁判員裁判実施庁での主な留意点

(障害のある人の意向を十分確認)

○ 障害のある裁判員候補者の意向を十分確認し、障害のある人も安心して参加できるよう可能な限り配慮。

○ 裁判所から送付される「事前質問票」に、①裁判所において必要とされるサポート(手話通訳、要約筆記、ガイドヘルパー等)、②裁判所からの連絡方法(電話、FAX、E-mail等)を記載してもらい、障害のある裁判員候補者の意向、必要な配慮を事前に把握し、可能な限り最大限サポート。

(封筒に点字の印字、音声コードを付した文書)

○ 裁判所から文書を送る封筒には「裁判所」と点字を付し、音声コードを付した文書を送付。

(点字ブロック、身体障害者専用駐車スペースの確保)

○ 障害のある人が多く来庁することが見込まれる事件があるときには、違法駐車等により点字ブロックが塞がれることがないように、また、身体障害者専用駐車スペースが確保できるように警備員を配置。

(庁舎内のバリアフリー)

○ 待合室、評議室等裁判員裁判に関する部屋は、すべて1階に配置。

(不測の事態への対応)

○ 選任手続期日等に障害のある裁判員候補者が事前の連絡なしに来庁した場合でも、適切かつ十分な対応ができるよう、手話通訳士協会等の団体との緊密な連携、磁気ループ等の動作確認や誘導のシミュレーション等の実施。

## (参考1) 障害のある人が求める具体的な配慮について①

※ 本会が作成した法曹関係者向けパンフレット『障害者に配慮した裁判員制度の実現を』(平成21年3月)より抜粋

### 共通した配慮

- ・ 曖昧な表現を避け、分かりやすい言葉や表現を用いて、ゆっくりと話す。
- ・ 十分な休憩時間を確保しながら、審理・評議を進める。
- ・ できるだけ緊張感を感じないような雰囲気を作る。
- ・ 適宜、審理・評議の内容を確認しながら進行を行い、分からないところを聞き直すことができるようにする。
- ・ 裁判所がガイドヘルパー※1等の介助者を手配する際には、本人の意向を配慮して決定する。
- ・ 裁判所までの移動手段については、ラッシュ時を避け、タクシーの利用を認めるなど、障害の特性に配慮する。

### 視覚障害

- ・ 裁判所からの郵便物であると分かるように書類の封筒に「裁判所」と点字を印字する。
- ・ 選任手続きの必要書類に音声コードを添付する。
- ・ 裁判所内に音声標識ガイドシステムを設置する。
- ・ 他の裁判員と同じ情報を得るために、審理における証拠書類も点字翻訳する。
- ・ 誰の発言かが分かるように、発言の前には、発言者の名前を述べる。
- ・ すべての視覚障害者が点字を読めるわけではないので、その人の特性に応じた方法で情報保障の手段を確保する。  
例えば、音声コード、録音テープ、CD、拡大文字(16p~20pの大きさ)、代読者の手配等。

### 聴覚障害

- ・ 電話でのやりとりが困難であるため、FAXや電子メールを使って裁判所と連絡が取れるようにする。
- ・ 審理や評議の場では、手話通訳・要約筆記が正確に行えるように発言者の発言が重ならないようにする。
- ・ 要約筆記された内容は、裁判所関係者全ての人が見ることができるように、スクリーンなどに全体投影する。
- ・ 手話通訳者、要約筆記者に時間的余裕を持たせた進行を行う。
- ・ 聴覚障害者のコミュニケーション手段は手話に限らないため、その人の特性に応じた情報保障の手段を確保する。  
例えば、筆談、要約筆記、パソコン要約筆記、磁気誘導ループ※2の活用等
- ・ 手話通訳が正確に伝わっているかどうか、確認しながら進行を行う。

※1 ガイドヘルパー(移動介護従事者)は、視覚障害者や知的障害者、車椅子利用者等が外出する際に、歩行や車椅子の介助を安全面に留意しながら行い、地域社会での自立した生活と社会参加を支援するものです。

※2 磁気誘導ループは、補聴器に直接音声を送り込むための機材です。磁気誘導ループからの磁気を受信し、音声信号に変えることで雑音の少ないクリアな音声で聴くことができます。



## (参考1) 障害のある人が求める具体的な配慮について②

### 肢体不自由

- ・長時間同じ姿勢をとることが困難なため、適宜休憩をとりながら審理・評議を進める。
- ・裁判所庁舎内への入退庁の際に段差解消のスロープ等を用いる。

### 知的障害

- ・曖昧な表現や抽象的な言葉は理解することができない場合があるので、平易で分かりやすい表現を用いて、ゆっくり話す。
- ・難しい漢字にはできるだけルビを振る。

### 精神障害

- ・こまめに水分補給ができるようにし、服薬の時間を確保する。
- ・服薬している場合が多く、疲れやすいため、十分な休憩をとりながら、審理・評議を進める。
- ・ラッシュ時の通勤電車を避け、タクシーでの移動を認める。

### 発達障害

- ・長時間集中力を持続させることが困難がある場合があるため、適宜休憩をとりながら審理・評議を進める。
- ・小さな文字を読むことが困難な場合があるので、その場合は書類を拡大コピーする。

### 言語障害

- ・緊張状態になると、うまく言葉を発することができないので、緊張感を感じさせないようリラックスした雰囲気を作る。

- 障害の特性は個別性が高いので、具体的に必要な配慮は障害者一人ひとりによって異なります。
- 選任手続きの際、どのような配慮が必要であるかを本人とよく相談しながら、具体的な配慮を決めるようにしてください。
- 障害のある人は、体調の変化が大きいので、裁判当日の不測の事態にも対応できるようにご準備ください。

※ 本会が作成した障害のある人向けパンフレット『障害者の裁判員制度への参画に向けて』、法曹関係者向けパンフレット『障害者に配慮した裁判員制度の実現を』については、全国社会福祉協議会のホームページ(<http://www.shakyo.or.jp/>)よりダウンロードすることができます。

「トップページ」>「調査・研究報告、統計情報」>「平成20年度(2008年度)」>「④障害者の裁判員制度への参画に向けた研究」

## (参考2) 全国社会福祉協議会 障害関係団体連絡協議会について

### 全国社会福祉協議会 障害関係団体連絡協議会

#### 【設立年】

平成17年

#### 【目的】

障害者の福祉を高めるため、全国的な組織をもつ障害関係団体の連絡提携を図り、必要に応じた実践活動を行う。

#### 【組織の位置づけ】

社会福祉法人 全国社会福祉協議会の「組織規程」第25条に基づき位置づけられた団体連絡協議会。さまざまな障害種別の当事者団体や施設団体等、21の全国団体により構成されている。

#### 【正副会長】

会 長 小川 榮一(日本身体障害者団体連合会)

筆頭副会長 副島 宏克(全日本手をつなぐ育成会)

#### 【構成団体(21団体)】

全国ことばを育む会

全国肢体不自由児施設運営協議会

全国肢体不自由児・者父母の会連合会

全国重症心身障害児(者)を守る会

全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会

全国心身障害児福祉財団

全国心臓病の子どもを守る会

全国脊髄損傷者連合会

全国盲ろう難聴児施設協議会

全日本手をつなぐ育成会

全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

全日本ろうあ連盟

日本筋ジストロフィー協会

日本肢体不自由児協会

日本自閉症協会

日本重症児福祉協会

日本身体障害者団体連合会

日本知的障害者福祉協会

日本てんかん協会

日本盲人会連合

日本リウマチ友の会

# 調査結果

## 1. 調査目的

## 2. 調査実施概要

- (1) 調査対象
- (2) 調査方法
- (3) 実施期間
- (4) 回答件数
- (5) 調査実施上の留意点

## 3. 調査結果

- (1) 裁判所における庁舎内のバリアフリーの状況等について
- (2) 裁判所の職員等への障害のある人に関する理解・啓発の取り組みについて
- (3) 障害のある人から裁判員制度に参画する際に具体的に配慮等を求められた場合、裁判所において対応可能な事項について
- (4) 障害のある人が裁判員制度に参画されるにあたり留意している点

## 1. 調査目的

- 全国社会福祉協議会 障害関係団体連絡協議会（以下、本会）では、平成 20 年度、障害のある人の裁判員制度への参画に向けて、「障害者の裁判員制度に関する研究委員会」（委員長：仁科 豊 弁護士）を設置し、①障害のある人の立場からの裁判員制度の仕組みや基本的な過程等に関する研究、②裁判員の選任手続きや選任後の審理・評議等の場面において求められる障害のある人への具体的な配慮や工夫等について研究を行ってきた。
- その研究成果を 2 種類のパンフレット（①障害のある人向けパンフレット『障害者の裁判員制度への参画に向けて』、②法曹関係者向けパンフレット『障害者に配慮した裁判員制度の実現を』）としてとりまとめ、広く関係者に配布し、障害のある人の裁判員制度への参画に向けた普及・啓発活動に取り組んできた。
- その後、平成 21 年 5 月 21 日、裁判員制度が施行され、同年 8 月 3 日には東京地方裁判所で最初の公判が行われるなど本格的に制度がスタートした。
- 施行後 1 年が経過し、平成 22 年 5 月 18 日に奈良地方裁判所で開始された裁判員裁判において聴覚障害者が補充裁判員に選任され<sup>1</sup>、同年 9 月 6 日には宇都宮地方裁判所で開始された裁判員裁判において、視覚障害者が裁判員に選任される<sup>2</sup>など、今後、ますます障害のある人の裁判員制度への参画が増えていくものと考えられる。
- そこで、裁判員裁判実施庁が行った障害のある人への具体的な配慮等の実態を把握し、今後の障害のある人の裁判員制度への参画に資するための基礎データを収集することを目的に本調査を実施した。

## 2. 調査実施概要

### （1）調査対象

裁判員裁判実施庁 60 庁（次頁参照）

### （2）調査方法

郵送による調査票の送付

F A X または郵送による回収

### （3）実施期間

平成 22 年 12 月 14 日～平成 23 年 1 月 14 日

<sup>1</sup> 平成 22 年 5 月 19 日付 毎日新聞（朝刊）

<sup>2</sup> 平成 22 年 9 月 7 日付 朝日新聞（朝刊）

(4) 回答件数

60庁（回答率：100%）

(5) 調査実施上の留意点

裁判員裁判実施庁が実際に行った配慮等を個別に調査することは、裁判員（あるいは裁判員候補者）になった人が特定されるおそれがあるため、本調査では、障害のある人から求められた場合に裁判所で対応可能な事項について調査を行った。

裁判員裁判実施庁一覧

	裁判所名		裁判所名
1	旭川地方裁判所	31	岐阜地方裁判所
2	札幌地方裁判所	32	福井地方裁判所
3	釧路地方裁判所	33	金沢地方裁判所
4	函館地方裁判所	34	富山地方裁判所
5	青森地方裁判所	35	奈良地方裁判所
6	盛岡地方裁判所	36	大津地方裁判所
7	秋田地方裁判所	37	和歌山地方裁判所
8	仙台地方裁判所	38	大阪地方裁判所
9	山形地方裁判所	39	大阪地方裁判所堺支部
10	福島地方裁判所	40	京都地方裁判所
11	福島地方裁判所郡山支部	41	神戸地方裁判所
12	宇都宮地方裁判所	42	神戸地方裁判所姫路支部
13	前橋地方裁判所	43	岡山地方裁判所
14	水戸地方裁判所	44	広島地方裁判所
15	さいたま地方裁判所	45	鳥取地方裁判所
16	千葉地方裁判所	46	松江地方裁判所
17	東京地方裁判所	47	山口地方裁判所
18	東京地方裁判所立川支部	48	高松地方裁判所
19	横浜地方裁判所	49	徳島地方裁判所
20	横浜地方裁判所小田原支部	50	高知地方裁判所
21	甲府地方裁判所	51	松山地方裁判所
22	長野地方裁判所	52	福岡地方裁判所
23	長野地方裁判所松本支部	53	福岡地方裁判所小倉支部
24	静岡地方裁判所	54	佐賀地方裁判所
25	静岡地方裁判所沼津支部	55	長崎地方裁判所
26	静岡地方裁判所浜松支部	56	大分地方裁判所
27	新潟地方裁判所	57	熊本地方裁判所
28	名古屋地方裁判所	58	鹿児島地方裁判所
29	名古屋地方裁判所岡崎支部	59	宮崎地方裁判所
30	津地方裁判所	60	那覇地方裁判所

### 3. 調査結果

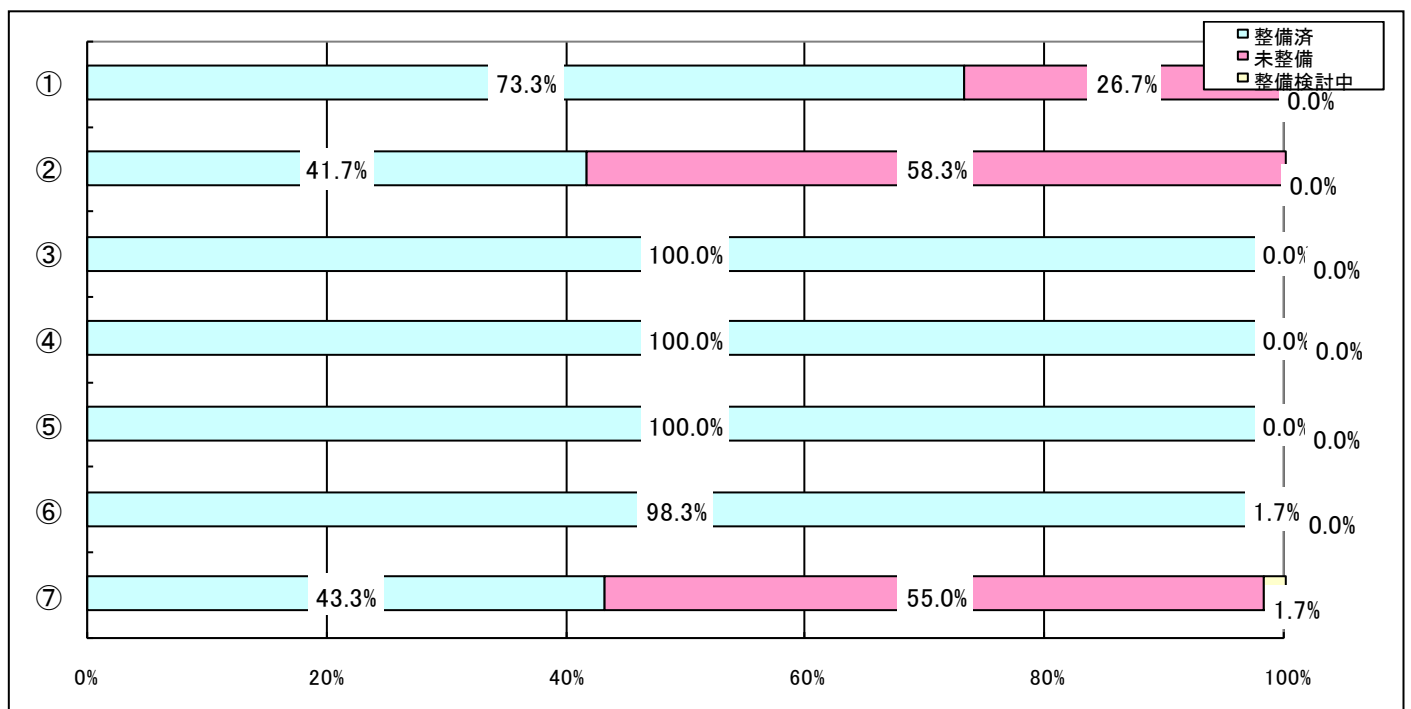
#### (1) 裁判所における庁舎内のバリアフリーの状況等について

図1 裁判所における庁舎内のバリアフリーの状況等について

N=60

	整備済	未整備	整備検討中
① 玄関スロープ	44 (73.3%)	16 (26.7%)	0 (0.0%)
② 車椅子用リフト	25 (41.7%)	35 (58.3%)	0 (0.0%)
③ 身体障害者用トイレ	60 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
④ オストメイト対応トイレ	60 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
⑤ 点字ブロック	60 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
⑥ エレベーター	59 (98.3%)	1 (1.7%)	0 (0.0%)
⑦ パソコン要約筆記用投影 スクリーン	26 (43.3%)	33 (55.0%)	1 (1.7%)

表1 裁判所における庁舎内のバリアフリーの状況等について



- 裁判所における庁舎内のバリアフリーの状況等に関して、「③ 身体障害者用トイレ」、「④ オストメイト対応トイレ」、「⑤ 点字ブロック」については、すべての裁判員裁判実施庁で「整備済」であった。
  
- 「① 玄関スロープ」については、「整備済」が44庁(73.3%)であり、「未整備」が16庁(26.7%)であった。「未整備」と回答した庁は、「スロープを必要とする段差がないため未整備」としている。
  
- 「② 車椅子用リフト」については、「整備済」が25庁(41.7%)であり、「未整備」が35庁(58.3%)であった。「未整備」と回答した庁は、「車椅子用リフトを必要とする段差がないため未整備」、「スロープ、エレベーター等の他の代替手段で対応しているため未整備」としている。
  
- 「⑥ エレベーター」については、「整備済」が59庁(98.3%)であり、「未整備」が1庁(1.7%)であった。「未整備」と回答した1庁は、「現在庁舎新営中のため、仮庁舎であり、待合室、評議室等裁判員裁判に関する部屋は、すべて1階に配置しているため未整備」としている。
  
- 「⑦ パソコン要約筆記用投影スクリーン」については、「整備済」が26庁(43.3%)であり、「未整備」が33庁(55.0%)であった。「未整備」と回答した33庁は「他の用途のスクリーンで代用するため未整備」、又は「要約筆記用のスクリーンは委託業者が準備するため、裁判所では未整備」としている。
  
- 「その他」のバリアフリーの状況として、下記の項目が回答された。
  - ・ エレベーター内と出入り口、階段手すりに点字案内板
  - ・ 障害者専用駐車スペース
  - ・ 車椅子利用者用傍聴席

## (2) 裁判所の職員等への障害のある人に関する理解・啓発の取り組み

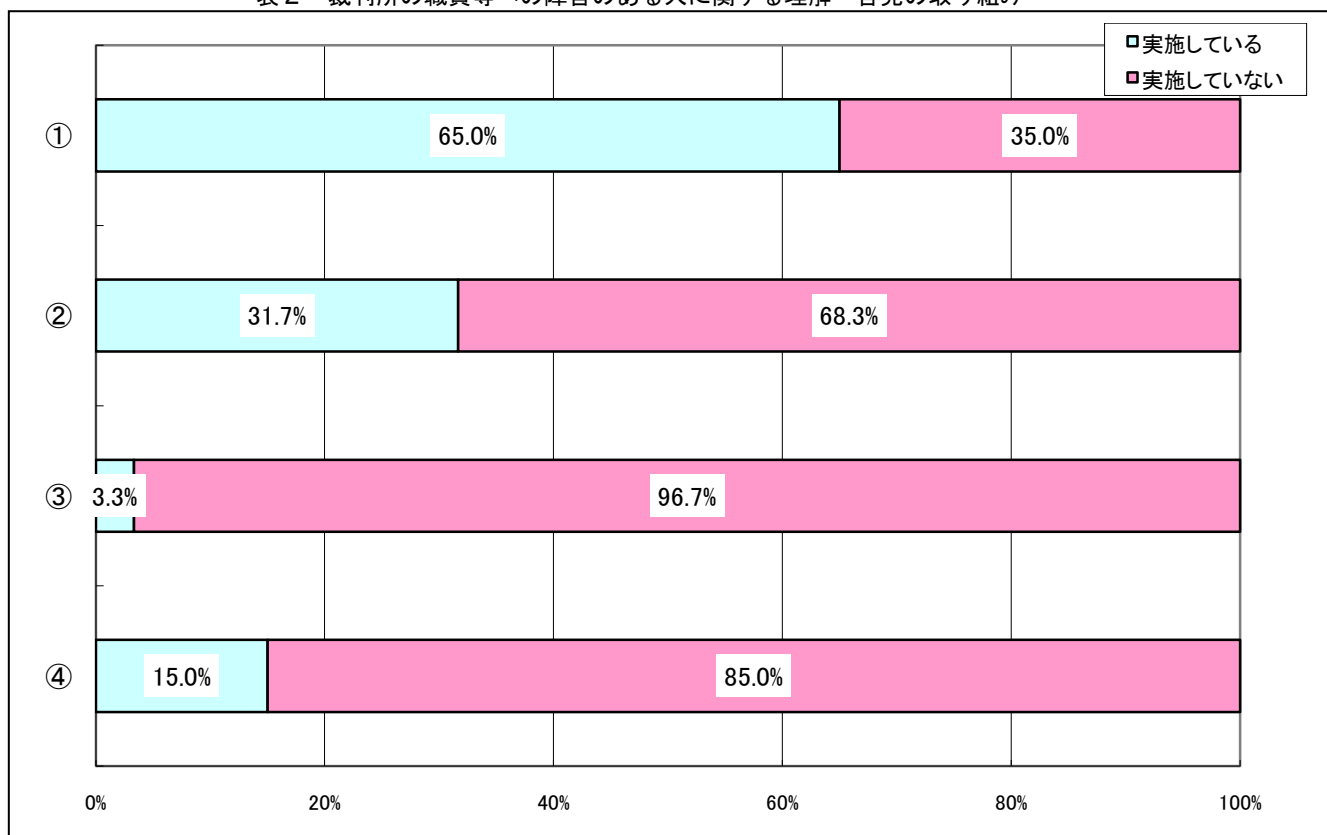
図2 裁判所の職員等への障害のある人に関する理解・啓発の取り組み

N=60

	実施している	実施していない
① 研修会の実施	39 (65.0%)	21 (35.0%)
② 外部研修会への職員派遣※	19 (31.7%)	41 (68.3%)
③ 啓発ポスターの掲示	2 (3.3%)	58 (96.7%)
④ パンフレット等の配布	9 (15.0%)	51 (85.0%)

※ 裁判所の職員等が、障害のある人に関する理解・啓発を深めるための外部研修を受講した状況について調査したもの

表2 裁判所の職員等への障害のある人に関する理解・啓発の取り組み





- 裁判所の職員等への障害のある人に関する理解・啓発の取り組みに関して、「① 研修会の実施」については、「実施している」が 39 庁（65.0%）であり、「実施していない」が 21 庁（35.0%）であった。
- 「② 外部研修会への職員派遣」については、「実施している」が 19 庁（31.7%）であり、「実施していない」が 41 庁（68.3%）であった。
- 「③ 啓発ポスターの掲示」については、「実施している」が 2 庁（3.3%）であり、「実施していない」が 58 庁（96.7%）であった。
- 「④ パンフレット等の配布」については、「実施している」が 9 庁（15.0%）であり、「実施していない」が 51 庁（85.0%）であった。
- 「その他」の障害のある人に関する理解・啓発の取り組みとして、下記の項目が回答された。
  - ・ 障害者関係団体の研修会等への講師派遣や裁判所見学等を通じて、具体的な配慮事項等の意見交換
  - ・ アイマスク、車椅子利用等の疑似体験等を通じた移動支援訓練の実施
  - ・ 勉強会の実施
  - ・ 関連資料の回覧による理解促進
  - ・ パンフレット『障害者に配慮した裁判員制度の実現を』の関係部局への配布
  - ・ 地方自治体が作成した「障害者に対する接遇マニュアル」の活用

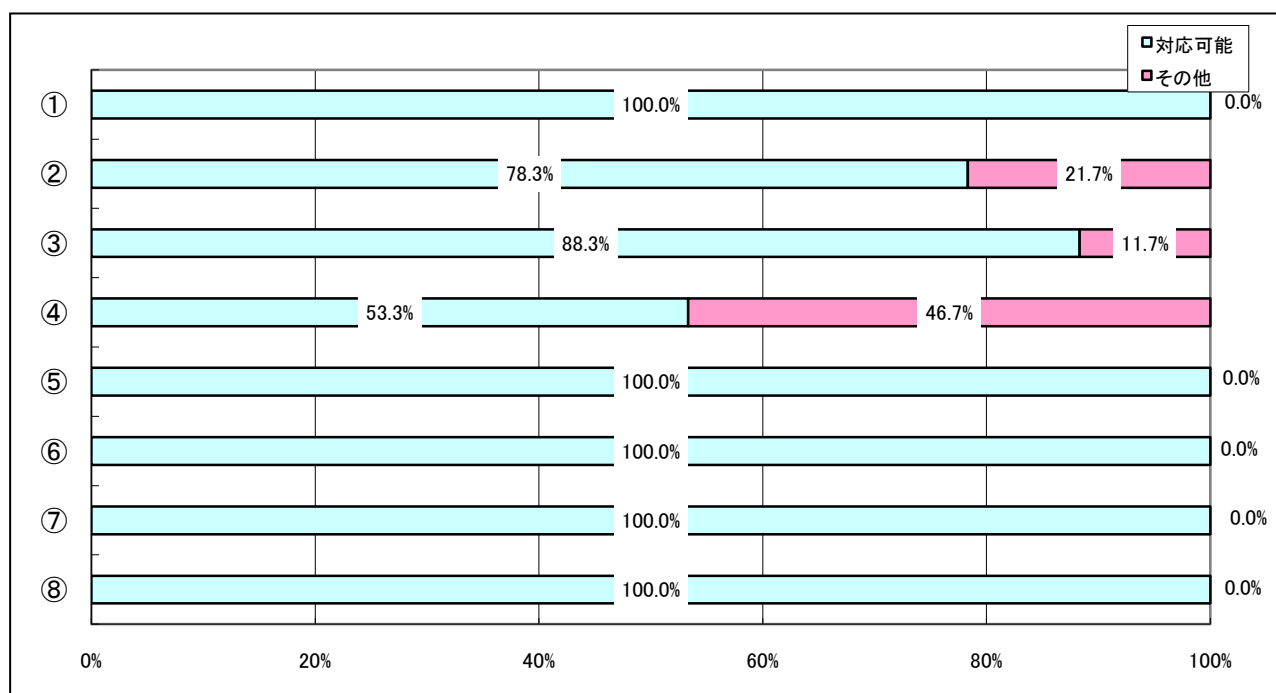
(3) 障害のある人から裁判員制度に参画する際に具体的に配慮等を求められた場合、裁判所において対応可能な事項について

図3 障害のある人から裁判員制度に参画する際に具体的に配慮等を求められた場合、裁判所において対応可能な事項について

N=60

	対応可能	その他
① 手話通訳	60 (100.0%)	0 (0.0%)
② パソコン要約筆記	47 (78.3%)	13 (21.7%)
③ 筆談要約筆記（ノートテイク）	53 (88.3%)	7 (11.7%)
④ OHP要約筆記	32 (53.3%)	28 (46.7%)
⑤ 磁気誘導ループ	60 (100.0%)	0 (0.0%)
⑥ 点字翻訳	60 (100.0%)	0 (0.0%)
⑦ ガイドヘルパー	60 (100.0%)	0 (0.0%)
⑧ 審議・評議における十分な休憩時間の確保	60 (100.0%)	0 (0.0%)

表3 障害のある人から裁判員制度に参画する際に具体的に配慮等を求められた場合、裁判所において対応可能な事項について



- 障害のある人から裁判員制度に参画する際に具体的に配慮等を求められた場合、裁判所において対応可能な事項に関して、「① 手話通訳」、「⑤ 磁気誘導ループ」、「⑥ 点字翻訳」、「⑦ガイドヘルパー」、「⑧ 審議・評議における十分な休憩時間の確保」については、すべての裁判員裁判実施庁で「対応可能」であった。
- 「② パソコン要約筆記」については、「対応可能」が 47 庁（78.3%）であった。残りの 13 庁（21.7%）は「具体的な意向を聴いた上で、個別に判断し、可能な限り対応していく」などとしている。
- 「③ 筆談要約筆記（ノートテイク）」については、「対応可能」が 53 庁（88.3%）であった。残りの 7 庁（11.7%）は「具体的な意向を聴いた上で、個別に判断し、可能な限り対応していく」などとしている。
- 「④ OHP要約筆記」については、「対応可能」が 32 庁（53.3%）であった。残りの 28 庁（46.7%）は、「具体的な意向を聴いた上で、個別に判断し、可能な限り対応していく」などとしている。
- 「その他」の対応可能な事項として、下記の項目が回答された。
  - ・ 点字ラベルライター
  - ・ 拡大読書器
  - ・ 音声コード読取器
  - ・ 車椅子
  - ・ ルーペ
  - ・ 筆談器
  - ・ 車椅子用オーバーテーブル
  - ・ 障害者専用駐車スペースの確保
  - ・ 点字プリンタ
  - ・ 骨伝導補聴補助器
  - ・ ハンディマイクレシーバー

#### (4) 障害のある人が裁判員制度の参画にあたり留意している点

※自由記述で回答があったものを項目ごとに整理

(障害のある人の意向を十分確認)

- ・ 裁判員候補者に送付している事前質問票により「ガイドヘルパー、手話通訳や要約筆記が必要」など伝えていただくことにより、前もって各種手配をしたり、疑問や不明な点があれば連絡をして解消したり、障害のある人でも安心して裁判員裁判に参加できるよう配慮している。
- ・ 障害のある人が裁判員裁判に参加する可能性があるとの情報を得た時点でスムーズに裁判員裁判に取り組んでいただけるように人的・物的な面で可能な範囲での対応を検討している。
- ・ 「選任手続期日のお知らせ」に①障害のある人が必要とする配慮（手話通訳、要約筆記、磁気誘導ループ、点字翻訳、車椅子利用等）を知らせていただくよう記載しているほか、②裁判所からの連絡方法（電話、FAX、メール等）を伺っている。
- ・ 裁判員候補者に対する選任手続期日呼出状送付に際し、障害のある人については早期に裁判所に申し出ていただきたい旨を案内している。当裁判所では連絡をもとに視覚障害、聴覚障害、肢体不自由など障害の態様に応じた準備（手話通訳者、ガイドヘルパー等）を手配することとしている。
- ・ 障害のある人の個々の具体的事情に応じて関係機関とも連携を図りながら可能な限りのサポートをさせていただく。
- ・ 障害のある人も不自由を感じることなく裁判所に来ていただけるようにできる限りの配慮をしていきたい。
- ・ 障害のある人に積極的に裁判員制度に参画していただけるよう、裁判所としても可能な限り配慮をしており、まずは裁判員候補者の中に障害のある人がいるかどうかを把握するため、事前に送付する調査票や質問票により情報収集に努めている。
- ・ 事前質問票において、『あらかじめ裁判所に連絡しておきたい事項（例えば、「車椅子を利用しているので、裁判所内では職員の介助が必要である」等）』という記入欄を設け早期の情報収集に努め、障害のある人が裁判員候補者となった場合に、候補者の具体的なニーズにあった措置をとれるよう努めている。
- ・ 呼出状を発送する際に、何らかの配慮が必要な方は事前に裁判所に連絡いただくように案内している。
- ・ 質問票には、サポートが必要な方に記載していただく欄を設けている。
- ・ 質問票の備考欄等に記載がある場合には、電話連絡を取るなどして、候補者に積極的に働きかけ、要望を事前に的確に把握し、当該候補者が安心して参加いただけるようきめ細かく対応するようにしている。
- ・ 裁判員候補者に裁判員裁判選任手続期日のお知らせと質問票を送付する際、障害のため何かサポートを要するかどうかについても併せて確認している。サポートを必要とする旨の回答があった場合には、担当者から本人に連絡を取り、希望するサポート内容について確認した上で、対応可能な限り、その希望するサポートを行っている。

- ・ 質問票に記載された内容をもとに準備を進めるとともに、必要に応じて障害のある人や関係者に連絡し、できるだけ詳細な内容を聞いて準備を進めるように努めている。
- ・ 障害のある裁判員候補者の意向を十分確認しながら、障害のある人も安心して参加できるように可能な限り準備していきたい。
- ・ 裁判員候補者に何らかの障害がある場合には、当該候補者の意向を踏まえて、可能な限り最大限のサポートをさせていただく。また、障害がある裁判員候補者やそのご家族から、ご相談やご要望があった場合には、当裁判所の施設状況やサポート可能な内容、実際に裁判員に選任された場合にどのような役割を担っていただくか等について担当者から説明させていただく。
- ・ 障害の程度等が千差万別であることから、書面により一律に事情を聴くのではなく、直接話を伺うことにより、その人の状況等を把握し、裁判所として可能な範囲で、その人にとって最も適した形で裁判員裁判に参加していただけるよう配慮することを考えている。
- ・ 障害のある人が抱えている事情、障害の程度、ニーズは様々なので、画一的な対応ではなく、できるだけ個々の具体的事情に応じた配慮をする必要があると考えている。そのためには、配慮の方法を検討し準備する時間が必要になるので、障害のある人が裁判所に対し何らかの配慮を要望される場合には、事前質問票の該当欄にその事情を記載するか、電話でお問い合わせいただきたい。
- ・ 裁判員選任手続き期日のお知らせに同封する質問票に、「辞退を希望しないが、お体の不自由などでなんらかのサポートが必要な方は、その内容をお書き下さい」という欄を設けて、出来る限り早い段階でサポート体制が取れるようにしている。
- ・ 裁判員候補者に呼出状を送付する際に、全候補者に対して、障害に関するサポートの申し出をしていただくための回答書面を同封するなどして、早期に的確なサポート態勢をとることができるよう留意し、仮にサポートが必要な人から申し出があった場合には、即座に対応ができるよう関係団体とも連絡を密にしている。
- ・ 質問票に、障害のある人等が裁判所において必要とするサポートについて記載していただく欄を設けて、裁判所が早い段階で準備しておく事項を把握できるようにしている。また、サポート等の必要がある人には事前に連絡をとり、十分に情報を収集して、裁判所側の態勢に漏洩のないよう留意している。
- ・ 障害のある人に対しては、事前質問票により、できるだけ早期にニーズをお知らせいただくようお願いしており、その回答により、裁判所職員がどのような配慮が必要かを確認している。
- ・ 障害のある人が、裁判員裁判に参加するにあたって不自由を感じられることのないよう、個々の事情に応じて、具体的な配慮等の方法を検討し、対応したいと考えている。
- ・ 障害のある人の事情、障害の程度、ニーズ等が様々であることから、個々の事情に応じて具体的な配慮等の方法を検討し、対応したいと考えている。
- ・ 障害のある人が裁判員候補者となった場合、事前質問票に介助等の必要の有無及

びその内容を記載し、提出していただければ、裁判員制度に参加されるにあたって不自由を感じられることのないようにできる限りの配慮をしたい。

- ・ 裁判員候補者に対して送付する事前質問票の冒頭において、身体の不自由な人に必要とされるサポートをお知らせいただく欄を設け、障害の内容や程度を事前に把握した上で、可能な限りの対応をするようにしている。
- ・ 障害のある人が抱えている事情、障害の程度及びニーズ等は様々であるため、個々の具体的な事情に応じてサポートの方法等を検討するようにしている。
- ・ 障害のある人が抱えている事情や障害の内容、程度、本人の意向等の具体的な事情に応じたサポートを検討し、対応することを考えており、その具体的な事情をできる限り早期に把握した上で、適切な支援を行いたいと考えている。
- ・ 障害の状態や程度等により、裁判所がサポートできる内容も異なるため、できるだけ早期に障害のある候補者の人から必要な情報をいただいた上で、当該候補者の要望にできるだけ沿ったサポートを用意したいと考えている。その方策として、具体的事件の呼出状を送付する際に、同封する質問票に「お体の不自由などの理由で配慮してほしいことがあれば具体的にお書き下さい」との項目を設けている。
- ・ 障害者のある人の抱えている事情、障害の程度、ニーズ等は様々であり、個々の具体的な事情に応じて配慮の方法を検討することが必要となる。そのため、裁判員裁判に参加するために何らかのサポートや配慮を必要とする場合には、裁判所まで連絡の上、事情などをお聴かせいただけるようお願いしたいと思っている。

#### (職員への周知、関係団体との連携)

- ・ 申出があった場合に備えて、障害の程度に応じたきめ細かい対応ができるよう日頃から対応方法につき担当職員的意思統一を図っている。
- ・ 選任手続期日等に障害のある裁判員候補者が事前の連絡なしに来庁した場合でも適切かつ十分な対応ができるよう、関係団体と緊密な連携を図るとともに、常日頃から磁気誘導ループ等の動作確認や誘導シミュレーション等の準備を行っている。
- ・ 障害者関係団体と裁判員裁判に関する打合せを実施しており、今後も、聴覚障害者、視覚障害者等が円滑に裁判員等を務められる対応ができるよう連携を図っていききたい。

#### (不測の事態への対応)

- ・ 障害当事者が多数来庁されることが見込まれる事件があるときには、違法駐車等により点字ブロックが塞がれたりしないよう、また、障害者用駐車スペースが確保されるよう、警備員を配置する等の手配を行っている。

#### (ホームページでの案内)

- ・ 障害のある人に対して、ホームページ上に各種案内や連絡先を掲載。

(点字翻訳、音声コード付記)

- ・ 視覚障害者から要望があれば、選任手続に関する呼出状、質問票等について点字翻訳して送付することとしている。
- ・ 裁判所から候補者あてに書面を送付する際に使用している封筒に「さいばんしょ」と点字を付したり、音声コードを付した案内書面を同封したり、また、サポートが必要な方に少しでも早く申し出ていただけるよう、事前質問票の回答要領に注意を喚起する内容を加えている。
- ・ 裁判所から発送する書面には音声コードを付している。

(研修会等への講師派遣)

- ・ 要望があれば研修会等へ講師を派遣する等の広報活動を行っている。

(他の裁判所との情報交換)

- ・ 他の裁判所における障害のある人への対応の実績及びその内容について情報交換を行い、情報収集に努めている。

(庁舎内のバリアフリー)

- ・ 待合室、評議室等裁判員裁判に関する部屋は、すべて1階に配置。

## 参 考 資 料

1. 障害のある人の裁判員制度の参画に関する実態調査 調査票
2. 障害のある人が求める具体的な配慮について
3. 裁判員裁判実施庁一覧
4. 全国社会福祉協議会 障害関係団体連絡協議会について



## 1. 障害のある人の裁判員制度の参画に関する実態調査 調査票

全国社会福祉協議会 障害関係団体連絡協議会  
「障害のある人の裁判員制度の参画に関する実態調査」

### 1. 本調査の目的

- 本会では、平成 20 年度、障害のある人の裁判員制度への参画に向けて、「障害者の裁判員制度に関する研究委員会」を設置し、裁判員制度への参画に向けた具体的な配慮等について研究を行ってきました。
- その研究成果を 2 種類のパンフレット（①障害のある人向け、②法曹関係者向け）としてとりまとめ、広く関係者に配布し、障害のある人の裁判員制度への参画に向けた普及・啓発活動に取り組んできました。
- その後、平成 21 年 5 月 21 日、裁判員制度が施行され、同年 8 月 3 日には東京地方裁判所で最初の公判が行われるなど本格的に制度がスタートしました。施行後 1 年が経過し、視覚障害者が裁判員に選任されたり、聴覚障害者が補充裁判員に選任されるなど、今後ますます、障害のある人の裁判員制度への参画が増えていくものと考えられます。
- そこで、本調査は、裁判員裁判実施庁が行った障害のある人への具体的な配慮等の実態を把握し、今後の障害のある人の裁判員制度への参画に資するための基礎データを収集することを目的に実施します。  
※ ご回答いただいた内容は本調査以外の目的に使用することはありません。

### 2. 本調査の内容

- (1) 調査方法：郵送による調査票の送付、FAX による回収
- (2) 調査内容：別紙「調査票」をご記入し、下記提出先までご提出いただきますようお願いいたします。

### 3. 本調査の実施主体

全国社会福祉協議会 障害関係団体連絡協議会

### 4. 本調査の提出締切日

平成 23 年 1 月 14 日（金）

<調査票の回答の返送先・調査内容についての問い合わせ先>  
障害関係団体連絡協議会（担当：岡崎、宮内）  
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル  
全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部内  
TEL 03-3581-6502/FAX 03-3581-2428  
E-mail okazaki-takashi@shakyo.or.jp  
本調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

**全国社会福祉協議会 障害関係団体連絡協議会  
障害のある人の裁判員制度の参画に関する実態調査【調査票】**

貴裁判所名	
ご担当者名	
電話番号	— —
F A X 番号	— —

平成 22 年 12 月 1 日現在の状況について、下記の設問にお答えください。

【問 1】 貴裁判所における庁舎内のバリアフリーの状況等についてお答えください（「整備済」、「未整備」、「整備検討中」のいずれかに○をつけてください）。

	整備済	未整備	整備検討中
1. 玄関スロープ	( )	( )	( )
2. 車椅子用リフト	( )	( )	( )
3. 身体障害者用トイレ	( )	( )	( )
4. オストメイト対応トイレ	( )	( )	( )
5. 点字ブロック	( )	( )	( )
6. エレベーター	( )	( )	( )
7. パソコン要約筆記用投影スクリーン	( )	( )	( )
8. その他			

【問 2】 貴裁判所の職員等への障害のある人に関する理解・啓発の取り組みについてお答えください（「実施している」、「実施していない」のいずれかに○をつけてください）。

	実施している	実施していない
1. 研修会の実施	( )	( )
2. 外部研修会への職員派遣	( )	( )
3. 啓発ポスターの掲示	( )	( )
4. パンフレット等の配布	( )	( )
5. その他		

【問3】 選任手続から審理・評議の段階までにおいて、障害のある人から裁判員制度に参画する際に具体的な配慮等を求められた場合、貴裁判所において対応可能な事項について○をお付けください。

	対応可能な事項
1. 手話通訳	( )
2. パソコン要約筆記	( )
3. 筆談要約筆記（ノートテイク）	( )
4. OHP要約筆記	( )
5. 磁気誘導ループ	( )
6. 点字翻訳	( )
7. ガイドヘルパー	( )
8. 審議・評議における十分な休憩時間の確保	( )
9. その他（できるだけ具体的にご記入ください。）	

【問4】 貴裁判所において、障害のある人が裁判員制度に参画するにあたり、留意している点等がございましたら、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

## 2. 障害のある人が求める具体的な配慮について

※ 法曹関係者向けパンフレット『障害者に配慮した裁判員制度の実現を』（平成21年3月）より抜粋

### <共通した配慮>

- ・ 曖昧な表現を避け、分かりやすい言葉や表現を用いて、ゆっくりと話す。
- ・ 十分な休憩時間を確保しながら、審理・評議を進める。
- ・ できるだけ緊張感を感じないような雰囲気を作る。
- ・ 適宜、審理・評議の内容を確認しながら進行を行い、分からないところを聞き直すことができるようにする。
- ・ 裁判所がガイドヘルパー※1等の介助者を手配する際には、本人の意向を配慮して決定する。

※1 ガイドヘルパー（移動介護従事者）は、視覚障害者や知的障害者、車椅子利用者等が外出する際に、歩行や車椅子の介助を安全面に留意しながら行い、地域社会での自立した生活と社会参加を支援するものです。

- ・ 裁判所までの移動手段については、ラッシュ時を避け、タクシーの利用を認めるなど、障害の特性に配慮する。

### <視覚障害>

- ・ 裁判所からの郵便物であると分かるように書類の封筒に「裁判所」と点字を印字する。
- ・ 選任手続きの必要書類に音声コードを添付する。
- ・ 裁判所内に音声標識ガイドシステムを設置する。
- ・ 他の裁判員と同じ情報を得るために、審理における証拠書類も点字翻訳する。
- ・ 誰の発言かが分かるように、発言の前には、発言者の名前を述べる。
- ・ すべての視覚障害者が点字を読めるわけではないので、その人の特性に応じた方法で情報保障の手段を確保する。例えば、音声コード、録音テープ、CD、拡大文字（16p～20pの大きさ）、代読者の手配等。

### <聴覚障害>

- ・ 電話でのやりとりが困難であるため、FAXや電子メールを使って裁判所と連絡が取れるようにする。
- ・ 審理や評議の場では、手話通訳・要約筆記が正確に行えるように発言者の発言が重ならないようにする。
- ・ 要約筆記された内容は、裁判所関係者全ての人が見ることができるよう、スクリーンなどに全体投影する。
- ・ 手話通訳者、要約筆記者に時間的余裕を持たせた進行を行う。
- ・ 聴覚障害者のコミュニケーション手段は手話に限らないため、その人の特性に応じた情報保障の手段を確保する。例えば、筆談、要約筆記、パソコン要約筆記、磁気誘導ループ※2の活用等。

※2 磁気誘導ループは、補聴器に直接音声を送り込むための機材です。磁気誘導ループからの磁気を受信し、音声信号に変えることで雑音の少ないクリアな音声で聴くことができます。

- ・ 手話通訳が正確に伝わっているかどうか、確認しながら進行を行う。

#### <肢体不自由>

- ・ 長時間同じ姿勢をとることが困難なため、適宜休憩をとりながら審理・評議を進める。
- ・ 裁判所庁舎内への入退庁の際に段差解消のスロープ等を用いる。

#### <精神障害>

- ・ こまめに水分補給ができるようにし、服薬の時間を確保する。
- ・ 服薬している場合が多く、疲れやすいため、十分な休憩をとりながら、審理・評議を進める。
- ・ ラッシュ時の通勤電車を避け、タクシーでの移動を認める。

#### <知的障害>

- ・ 曖昧な表現や抽象的な言葉は理解することができない場合があるので、平易で分かりやすい表現を用いて、ゆっくり話す。
- ・ 難しい漢字にはできるだけルビを振る。

#### <発達障害>

- ・ 長時間集中力を持続させることが困難な場合があるため、適宜休憩をとりながら審理・評議を進める。
- ・ 小さな文字を読むことが困難な場合があるので、その場合は書類を拡大コピーする。

#### <言語障害>

- ・ 緊張状態になると、うまく言葉を発することができないので、緊張感を感じさせないようリラックスした雰囲気を作る。

- 障害の特性は個別性が高いので、具体的に必要な配慮は障害者一人ひとりによって異なります。
- 選任手続きの際、どのような配慮が必要であるかを本人とよく相談しながら、具体的な配慮を決めるようにしてください。
- 障害のある人は、体調の変化が大きいので、裁判当日の不測の事態にも対応できるようにご準備ください。

### 3. 裁判員裁判実施庁一覧

※ 裁判員制度ウェブサイト <http://www.saibanin.courts.go.jp/> をもとに作成

	裁判所名	住 所	電話番号
1	旭川地方裁判所	〒070-8640 北海道旭川市花咲町 4	0166-51-6251
2	札幌地方裁判所	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西 11	011-231-4200
3	釧路地方裁判所	〒085-0824 北海道釧路市柏木町 4-7	0154-41-4171
4	函館地方裁判所	〒040-8601 北海道函館市上新川町 1-8	0138-38-2370
5	青森地方裁判所	〒030-8522 青森県青森市長島 1-3-26	017-722-5351
6	盛岡地方裁判所	〒020-8520 岩手県盛岡市内丸 9-1	019-622-5111
7	秋田地方裁判所	〒010-8504 秋田県秋田市山王 7-1-1	018-824-3121
8	仙台地方裁判所	〒980-8639 宮城県仙台市青葉区片平 1-6-1	022-222-6111
9	山形地方裁判所	〒990-8531 山形県山形市旅籠町 2-4-22	023-623-9511
10	福島地方裁判所	〒960-8512 福島県福島市花園町 5-45	024-534-2156
11	福島地方裁判所 郡山支部	〒963-8566 福島県郡山市麓山 1-2-26	024-932-5656
12	宇都宮地方裁判所	〒320-8505 栃木県宇都宮市小幡 1-1-38	028-621-2111
13	前橋地方裁判所	〒371-8531 群馬県前橋市大手町 3-1-34	027-231-4275
14	水戸地方裁判所	〒310-0062 茨城県水戸市大町 1-1-38	029-224-8408
15	さいたま地方裁判所	〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-16-45	048-863-8519

※ 裁判員制度ウェブサイト <http://www.saibanin.courts.go.jp/>をもとに作成

	裁判所名	住 所	電話番号
16	千葉地方裁判所	〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央 4-11-27	043-222-0165
17	東京地方裁判所	〒100-8920 東京都千代田区霞が関 1-1-4	03-3581-5411
18	東京地方裁判所 立川支部	〒190-8571 東京都立川市緑町 10-4	042-845-0279
19	横浜地方裁判所	〒231-8502 神奈川県横浜市中区日本大通 9	045-201-9631
20	横浜地方裁判所 小田原支部	〒250-0012 神奈川県小田原市本町 1-7-9	0465-22-6186
21	甲府地方裁判所	〒400-0032 山梨県甲府市中央 1-10-7	055-235-1133
22	長野地方裁判所	〒380-0846 長野県長野市旭町 1108	026-403-2008
23	長野地方裁判所 松本支部	〒390-0873 長野県松本市丸の内 10-35	0263-32-3043
24	静岡地方裁判所	〒420-8633 静岡県静岡市葵区追手町 10-80	054-252-6111
25	静岡地方裁判所 沼津支部	〒410-8550 静岡県沼津市御幸町 21-1	055-931-6000
26	静岡地方裁判所 浜松支部	〒430-8520 静岡県浜松市中区中央 1-12-5	053-453-7155
27	新潟地方裁判所	〒951-8511 新潟県新潟市中央区学校町通 1-1	025-222-4131
28	名古屋地方裁判所	〒460-8504 愛知県名古屋市中区三の丸 1-4-1	052-203-1611
29	名古屋地方裁判所 岡崎支部	〒444-8554 愛知県岡崎市明大寺町奈良井 3	0564-51-4522
30	津地方裁判所	〒514-8526 三重県津市中央 3-1	059-226-4172

※ 裁判員制度ウェブサイト <http://www.saibanin.courts.go.jp/>をもとに作成

	裁判所名	住 所	電話番号
31	岐阜地方裁判所	〒500-8710 岐阜県岐阜市美江寺町 2-4-1	058-262-5121
32	福井地方裁判所	〒910-8524 福井県福井市春山 1-1-1	0776-22-5000
33	金沢地方裁判所	〒920-8655 石川県金沢市丸の内 7-2	076-262-3221
34	富山地方裁判所	〒939-8502 富山県富山市西田地方町 2-9-1	076-421-3810
35	奈良地方裁判所	〒630-8213 奈良県奈良市登大路町 35	0742-26-1271
36	大津地方裁判所	〒520-0044 滋賀県大津市京町 3-1-2	077-503-8112
37	和歌山地方裁判所	〒640-8143 和歌山県和歌山市二番丁 1	073-422-4191
38	大阪地方裁判所	〒530-8522 大阪府大阪市北区西天満 2-1-10	06-6363-1281
39	大阪地方裁判所 堺支部	〒590-8511 大阪府堺市堺区南瓦町 2-28	072-223-7001
40	京都地方裁判所	〒604-8550 京都府京都市中京区菊屋町	075-211-4111
41	神戸地方裁判所	〒650-8575 兵庫県神戸市中央区橘通 2-2-1	078-341-7521
42	神戸地方裁判所 姫路支部	〒670-0947 兵庫県姫路市北条 1-250	079-223-2721
43	岡山地方裁判所	〒700-0807 岡山県岡山市北区南方 1-8-42	086-222-6771
44	広島地方裁判所	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 2-43	082-228-0421
45	鳥取地方裁判所	〒680-0011 鳥取県鳥取市東町 2-223	0857-22-2171



※ 裁判員制度ウェブサイト <http://www.saibanin.courts.go.jp/>をもとに作成

	裁判所名	住 所	電話番号
46	松江地方裁判所	〒690-8523 島根県松江市母衣町 68	0852-23-1701
47	山口地方裁判所	〒753-0048 山口県山口市駅通り 1-6-1	083-922-1330
48	高松地方裁判所	〒760-8586 香川県高松市丸の内 1-36	087-851-1531
49	徳島地方裁判所	〒770-8528 徳島県徳島市徳島町 1-5	088-652-3141
50	高知地方裁判所	〒780-8558 高知県高知市丸ノ内 1-3-5	088-822-0340
51	松山地方裁判所	〒790-8539 愛媛県松山市一番町 3-3-8	089-941-4151
52	福岡地方裁判所	〒810-8653 福岡県福岡市中央区城内 1-1	092-781-3141
53	福岡地方裁判所 小倉支部	〒803-8531 福岡県北九州市小倉北区金田 1-4-1	093-561-3431
54	佐賀地方裁判所	〒840-0833 佐賀県佐賀市中の小路 3-22	0952-23-3161
55	長崎地方裁判所	〒850-8503 長崎県長崎市万才町 9-26	095-822-6151
56	大分地方裁判所	〒870-8564 大分県大分市荷揚町 7-15	097-532-7161
57	熊本地方裁判所	〒860-8513 熊本県熊本市京町 1-13-11	096-325-2121
58	鹿児島地方裁判所	〒892-8501 鹿児島県鹿児島市山下町 13-47	099-222-7121
59	宮崎地方裁判所	〒880-8543 宮崎県宮崎市旭 2-3-13	0985-23-2261
60	那覇地方裁判所	〒900-8567 沖縄県那覇市樋川 1-14-1	098-855-3366

#### 4. 全国社会福祉協議会 障害関係団体連絡協議会について

##### 全国社会福祉協議会 障害関係団体連絡協議会

###### 【設立年】

平成 17 年

###### 【目 的】

障害者の福祉を高めるため、全国的な組織をもつ障害関係団体の連絡提携を図り、必要に応じた実践活動を行う。

###### 【組織の位置づけ】

社会福祉法人 全国社会福祉協議会の「組織規程」第 25 条に基づき位置づけられた団体連絡協議会。さまざまな障害種別の当事者団体や施設団体等、21 の全国団体により構成されている。

###### 【正副会長】

会 長 小川 榮一（日本身体障害者団体連合会）  
筆頭副会長 副島 宏克（全日本手をつなぐ育成会）

###### 【構成団体（21 団体）】

全国ことばを育む会	全日本ろうあ連盟
全国肢体不自由児施設運営協議会	日本筋ジストロフィー協会
全国肢体不自由児・者父母の会連合会	日本肢体不自由児協会
全国重症心身障害児（者）を守る会	日本自閉症協会
全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会	日本重症児福祉協会
全国心身障害児福祉財団	日本身体障害者団体連合会
全国心臓病の子どもを守る会	日本知的障害者福祉協会
全国脊髄損傷者連合会	日本てんかん協会
全国盲ろう難聴児施設協議会	日本盲人会連合
全日本手をつなぐ育成会	日本リウマチ友の会
全日本難聴者・中途失聴者団体連合会	

---

障害のある人の裁判員制度の参画に関する実態調査  
調査結果報告書

平成 23 年 3 月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 障害関係団体連絡協議会  
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル  
全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部  
TEL 03-3581-6502 / FAX 03-3581-2428

---